

資料 1

国際的動向を踏まえたオープン
サイエンスの推進に関する検討会（第3回）
平成30年4月25日（水）

国立研究開発法人国立環境研究所データの公開に関する基本方針（データポリシー）

平成29年4月1日

1. 目的

本基本方針は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下、国立環境研究所）が、研究活動を通して取得・作成したデータの公開について、その基本的事項を定めるものである。

国立環境研究所は、環境研究分野を俯瞰した上で、緊急的・重点的に取り組むべき研究、継続的なデータの蓄積や観測精度の向上が求められる基盤的研究、国内外で観測・調査体制を構築して実施する研究事業等を高い水準で実施する。これらの研究活動を通じて取得されるデータが、産官学ならびに市民に幅広く利用されることで、我が国全体の研究開発成果の最大化に資するよう、積極的にデータの公開に努める。

2. 公開するデータの範囲

国立環境研究所が研究活動を通じて取得・作成したデータのうち、研究成果として公開したデータの他、公益性や社会的ニーズが高く、公開することが適当であると判断したデータを公開対象とする。個人情報保護の観点や、産業技術情報の保護その他の観点から、国立環境研究所が公開は適当でないと判断するデータについては、公開の対象外とする。

3. データの品質・管理

国立環境研究所は、公開するデータの品質確保と適切な管理に努める。また、データの取得・作成に関わるトレーサビリティの確保に努める。

4. データの帰属・利用条件

国立環境研究所が自ら取得・作成したデータの知的財産権は、別に定める場合を除き、国立環境研究所に属する。データの取得・作成が、他の研究機関等と共同で行われた場合の知的財産権の帰属については、それら研究機関等との取り決めにより定める。

当該データの全部または一部を無断で転載することや、二次配布を行うことは、別に定める場合を除き認めない。当該データを利用した研究結果等を論文や報告書等に掲載する場合は、国立環境研究所の取得・作成したデータを利用した旨を明記することとする。また、当該データの種類や利用目的等によっては、当該データの利用を有償とする場合がある。

5. データの公開期間

国立環境研究所は、可能な限り速やかに、かつ継続的なデータの公開に努める。ただし、データの品質を確保するための準備期間や、研究者の論文投稿等に必要と認められる猶予

期間の間等、データの公開を合理的と認められる範囲で遅らせる場合がある。また、データは公開を打ち切る場合がある。

6. 免責

国立環境研究所は、公開するデータの利用に関して生じる一切の損害についての責任を負わない。